

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【産業経済局新産業振興部新産業振興課】 532

◇ 告 示

- 特定計量器の定期検査【市民文化スポーツ局安全・安心部消費生活センター】 534
- 障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 535

◇ 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（2件）【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 536

◇ 上下水道局

- 北九州市水道条例施行規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部営業課】 538

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

テレワークセンターの映像設備及び音響設備のうち、次に掲げるものを廃止することにしました。

映像 設備	テレビ会議装置（固定式）
	テレビ会議装置（移動式）
	オーバーヘッドカメラ
	ビデオカセットレコーダー
音響 設備	拡声装置
	カセットデッキ

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第16号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2のテレワークセンターの映像設備の項中

「

テレビ会議装置（固定式）	1式につき1時間又はその端数ごとに3,000円
テレビ会議装置（移動式）	1式につき1時間又はその端数ごとに300円
オーバーヘッドカメラ	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに200円
ビデオカセットレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに650円
レーザーポインター	1個につき1時間又はその端数ごとに350円

を

「

液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに200円
レーザーポインター	1個につき1時間又はその端数ごとに350円

に

改め、同表のテレワークセンターの音響設備の項中

ワイヤレスマイク（ピン型）	1式につき1時間又はその端数ごとに650円
拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに650円
カセットデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに650円

を

ワイヤレスマイク（ピン型）	1式につき1時間又はその端数ごとに650円
---------------	-----------------------

に

改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市告示第59号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、北九州市戸畑区、若松区、八幡東区及び八幡西区における特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第5号に該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成25年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 検査期日、検査時間及び検査場所

検査期日	検査時間	検査場所
平成25年5月7日から平成26年3月31日まで	10時～12時 13時～16時	戸畑区内の特定計量器の所在の場所
平成25年5月28日から平成26年3月31日まで	10時～12時 13時～16時	若松区内の特定計量器の所在の場所
平成25年6月25日から平成26年3月31日まで	10時～12時 13時～16時	八幡東区内の特定計量器の所在の場所
平成25年7月24日から平成26年3月31日まで	10時～12時 13時～16時	八幡西区内の特定計量器の所在の場所

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成25年12月29日から平成26年1月3日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人 北九州市計量士会

北九州市告示第60号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

訪問看護ステーション等（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションなすな	北九州市八幡西区則松七丁目2番23-202号	平成25年3月1日

北九州市公告第174号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請のあった年月日

平成25年2月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人はつらつ日本

(2) 代表者の氏名

松尾英三郎

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉南区葛原五丁目6番42号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を中心に広く一般市民に対して、「医」「食」「運動」という三つの視点から介護予防に対する事業に取り組み、国民の健やかな生活と国および地方自治体の医療、介護保険の給付抑制に寄与することを目的とする。

北九州市公告第175号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 申請のあった年月日
平成25年2月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人あじさい
 - (2) 代表者の氏名
内山紘介
 - (3) 主たる事務所の所在地
北九州市若松区東畑町1番6号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する介護・援助が必要な障害者やその家族、その他援助を必要とする人々に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業などの地域社会に根ざしたサービス提供に関する事業を行い、地域社会における障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

北九州市上下水道局管理規程第1号

北九州市水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月15日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

北九州市水道条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市水道条例施行規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第13号）
の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「福岡県公衆浴場法施行条例（昭和63年福岡県条例第3号）第2条第1項」を「北九州市公衆浴場法施行条例（平成24年北九州市条例第58号）第2条第1号」に改める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。